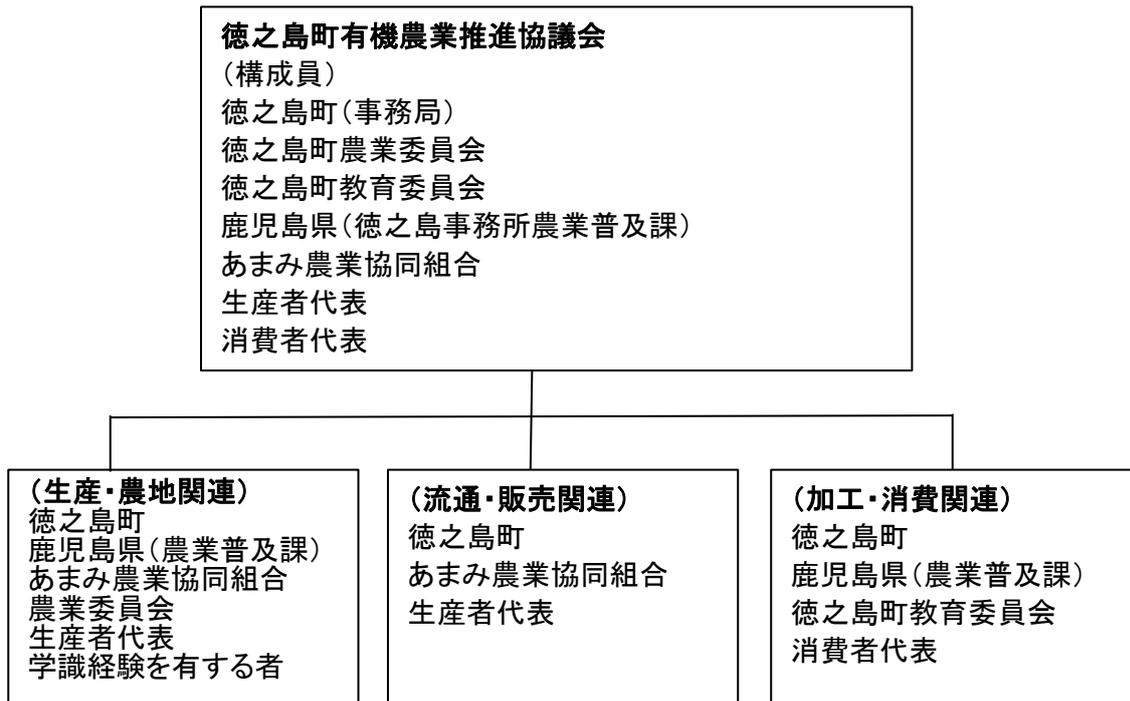


徳之島町有機農業実施計画

1. 市区町村			
徳之島町			
2. 計画対象期間			
令和	5年度	～	令和 9年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標			
<p>ア 有機農業の現状</p> <p>徳之島町は、鹿児島市から南南西へ468km、太平洋と東シナ海の線上に浮かぶ徳之島(周囲84km)の東側で、奄美群島のほぼ中央に位置している。気候は、亜熱帯海洋性気候で、年平均気温は21℃を下らず、年間降水量は約2,000mmを越え、四季を通じて温暖多雨な気候であり、夏秋季は毎年のように襲来する台風や干ばつ、冬季には季節風等の気象災害が多く、産業は農業を主体とした町です。基幹作物であるさとうきびを中心にばれいしよ等の輸送野菜、花き、果樹、畜産を組み合わせた複合的な農業が行われており、平成22年度に「人と環境にやさしいまちづくり宣言」を行い、化学肥料や農薬の低減など、「環境保全型農業」を推進しています。</p> <p>本町の農業を取り巻く環境は、国内外の産地間競争の激化、生産環境の問題、農業者の減少と高齢化の進展、更に鳥獣被害の増加など、解決すべき様々な課題があります。このような状況に加えて、近年、燃油高騰、輸入肥料・飼料の価格の高止まりなど、生産コストに大きく影響しており、生産力の脆弱化が懸念されています。</p> <p>農業や地域の将来も見据え、持続的な発展を図るため、地域資源の有効活用、農業者と消費者の提携を基本方向として、生産性の向上を図りつつ、環境への負担を軽減し、消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給するため、有機農業を推進し、オーガニックなまちづくりに取り組んでいます。オーガニックな町づくりに取り組むことで、農家所得の向上や環境汚染、人口減少、担い手不足等の様々な課題の解決を目指します。</p> <p>本町の有機農業については、新規就農者や慣行農業からの新たなに有機農業へ転換を希望する有機農業新規参入者がほとんどであり、有機農業の栽培技術に関しては、安定した収量や品質を確保するための技術が確立されておらず、気象災害や病害虫の影響を受けやすい中、有機栽培の取組をはじめに際しては不安が危惧される側面があります。また、慣行栽培ほ場と有機栽培ほ場の関係については、有機栽培技術の習得不足による雑草や病害虫防除対策の遅れに伴う周辺ほ場への影響や、慣行栽培ほ場からの有機栽培ほ場への農薬飛散等、相互に疑問視する声もあり、有機農業への理解についても未だ十分とは言えない状況であります。</p>			
イ 5年後に目指す目標			
(1) 有機農業の取組面積拡大	(R2) 0ha→(R9) 3ha		
(2) 有機農産物の生産量拡大	(R2) 0t→(R9) 30t		
(3) 有機農業者数の増加	(R2) 0名→(R9) 10名		
4. 取組内容			
<p>ア 有機農業の生産段階の推進の取組</p> <p>(1) 新規就農者や慣行農業から有機農業への転換を志望する有機農業志望者に対し、徳之島町有機農業推進協議会で就農相談や情報提供等を行う。また、有機農業は気象災害や病害虫の影響を受けやすく、慣行農法と比較して生産性の確保が難しいため、各関係機関と連携・協力し、有機農業に関する研修会や栽培技術に関する講習会等を開催し、栽培技術支援等を行い、高品質かつ安定的な収量確保ができる生産技術の確立を図ります。</p> <p>(2) 有機農産物の栽培に新たな農地が必要になった場合は、農地中間管理機構や農業委員会等を通じて、農地の情報提供を行います。</p> <p>(3) 環境負荷軽減や生産コスト低減、地力増進を図るため、土壌診断に基づく施肥設計を推進し、町内の未利用資源を原料とする牛糞堆肥を積極的に活用した土づくりを行います。</p> <p>(4) 有機JAS認証を取得しようとする農業者に対し、必要に応じた支援、情報提供を行います。</p>			
イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組			
<p>(1) 有機農産物の消費拡大を図るため、生産者と各関係機関、流通販売業者等と連携・協力し、消費者に対する有機農業に関する情報発信やPR活動を積極的に行い、販売促進を図ります。</p> <p>(2) 有機農業をはじめとする環境に配慮した農業への負担の低減および生物多様性の保全効果をもたらす効果について、消費者、流通販売業者等に対し周知を図ります。</p> <p>(3) 徳之島町総合加工センター美農里館や町内加工業者と連携・協力し、有機農産物を活用した加工品の開発に取り組み、規格外品の利活用を図ります。</p> <p>(4) 町内の小中学校をはじめ、病院や福祉施設等との連携により、給食制度での有機農産物の利用促進を図り、有機農産物の消費拡大につなげます。</p>			

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

- 徳之島町
 - ・有機農業実施計画の実施に必要な事務・政策支援・情報提供に関すること
- 農業委員会
 - ・有機農業への農地斡旋や情報提供に関すること
- 教育委員会
 - ・町内で生産された有機農産物の学校給食における利用および食育に関すること
- 鹿児島県(徳之島事務所農業普及課)
 - ・生産技術支援、加工技術支援に関すること
- あまみ農業協同組合徳之島事業本部
 - ・生産資材、農産物流通販売、生産技術支援に関すること
- 生産者代表
 - ・生産技術支援、農産物流通販売に関すること
- 消費者代表
 - ・有機農産物消費拡大に関すること

6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

- 環境保全型農業推進事業
 - ・町堆肥センターで製造した堆肥の購入費の助成
- 営農研修センターでの就農研修支援
 - ・町内での施設園芸での就農を目指す研修生の受入
- 第2期SDGs未来都市都市計画の策定

8 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

鹿児島県と共同で策定した有機農業推進計画に沿って、有機農業の推進に取り組みます。

9 その他(達成状況の評価、取組の周知等)

有機農業者への聞き取りを実施し、圃場確認を行い検証する。
町HPを活用し、取組などの周知を行う。